



冬に流行する ノロウイルスに注意しましょう

健康・保険課 保健予防係 ☎(232)4912

ノロウイルスは感染力が強く、感染すると激しいおう吐や下痢の症状が現れます。集団感染の危険性もあるので、冬場は特に注意が必要です。



ノロウイルスの感染ルート

- ① 飲食物(経口感染)
ノロウイルスに汚染された食品や、井戸水などの飲料水を口にすることで感染します。また、ノロウイルスに感染した人が調理した食べ物などからも感染します。
- ② 人から人へ(接触感染)
感染者のおう吐物や便など、また手すりやドアノブに触れることで感染します。
乳幼児や高齢者などは、脱水症状を起こして重症化したり、おう

吐物が喉に詰まることで肺炎の原因となり、生命に危険が及ぶことがあります。

感染予防の3つの対策

- ① 手洗いの徹底
ノロウイルスは、細菌やウイルスのなかでも特に小さく、手のしわの間に入り込みやすくなっています。アルコール消毒だけでは十分に殺菌できないため、手洗いを徹底し、ウイルスを洗い流す必要があります。
- ② 加熱処理で殺菌
食品の中心温度を85℃90度以上にして90秒以上加熱することでノロウイルスを殺菌できます。
- ③ 除菌・拡散予防
調理器具を殺菌して二次感染を防ぎましょう。家庭内に感染者がいたり、下痢をしている場合は、トイレを次亜塩素酸ナトリウムで清掃除菌しましょう。



家屋を新築・増築、取り壊したときは 届け出が必要です

税務課 固定資産税係 ☎(232)4911

固定資産税は毎年1月1日現在の状況で課税されます。家屋を新築・増築、取り壊したときは届け出が必要です。

■新築・増築した場合
家屋を未登記で新築・増築したときや、売買などで所有者を変更したときは、税務課に届け出が必要です。建築確認手続きが不要な10㎡未満の増築も届け出が必要です。

取り壊した場合

住宅や倉庫など家屋の一部または全部を取り壊したときは、法務局への滅失登記または税務課への滅失届の手続きが必要です。
特に年内の取り壊しは、手続きをしない場合、翌年度も引き続き課税される場合がありますので、早めの手続きをお願いします。



申告はお早めに 償却資産の申告は1月31日(水)まで

税務課 固定資産税係 ☎(232)4911

個人や法人が事業で所有する構築物や機械、備品などの償却資産は、固定資産税の課税対象です。1月1日現在で町内に償却資産を所有する場合は、資産状況の申告が必要です。資産状況に変更がない場合でも、同様です。

償却資産の例

アパート経営…駐車場舗装、外構

工事、植栽、外灯、駐輪場など
農業…ビニールハウス、ロータリー、管理機、保冷庫など
その他…パソコン、コピー機、看板、レジスター、太陽光発電設備など

申告期限

平成30年1月31日(水)

搬入はお済みですか 災害廃棄物の受け入れは 12月22日(金)まで

熊本地震で発生した災害廃棄物は、解体木や瓦・ブロックなどのがれきりに限って受け入れていますが、仮置場の受け入れは12月22日(金)で終了します。

終了後は仮置場に搬入することはできませんので、早めの搬入をお願いします。



■問い合わせ
環境生活課 ごみ減量推進係 ☎(232)2114

設置はお済みですか 住宅用火災警報器の 設置・定期点検をしましょう

住宅用火災警報器は、消防法で設置が義務付けられています。設置することで、万が一の時でも、いち早く火災を知らせてくれます。もし設置されていない場合は、早急に設置しましょう。

また、住宅用火災警報器は警報を発してなくても常にセンサーが作動し監視しています。本体の消耗・劣化を考慮し、定期的な点検・手入れを行うとともに、10年を目安に本体を交換しましょう。



■問い合わせ
総務課 交通防災係 ☎(232)2111
菊池広域連合消防本部予防課 ☎(232)9334

気付いてください ヘルプのサイン 「ヘルプカード」を配布します

■ヘルプカードとは

外見から分からない内部障がいや発達障がい、難病などを抱える人々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせるためのものです。

カードを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

■受け取り方法

福祉課窓口、県障がい者支援課や県の出先機関で無料(申請不要)で配布しています。

県のホームページに印刷用データが公開されていますので、自分で作ることもできます。

■使用方法

市販の名札ケースに入れて首から下げたり、ストラップを使ってかばんに付けるなど、周囲から見えやすい箇所につけて携帯してください。

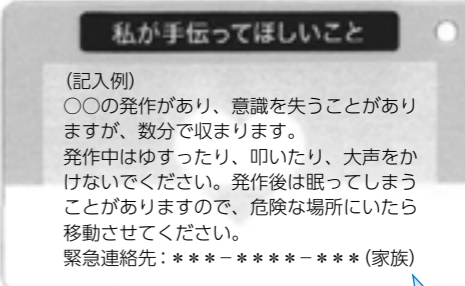
また、カードの裏面には自身の症状や支援してほしいことなどを自由に書き込むことができます。

表面



穴にストラップを通してかばんなどに付けることができます!

裏面



裏面は加工してあるので、ボールペンでも記入できます!

■問い合わせ
福祉課 障がい福祉係
☎(232)4913